

さいたま市浦和区告示第1号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、住民票を職権で消除したので、同条第4項の規定によりこれを公示する。

令和8年3月13日

さいたま市浦和区長 原田 冬彦

1 該当者

- 次の表のとおり

住民票上の氏名	住民票上の住所	処理年月日
湯前 博	さいたま市浦和区上木崎2丁目 14番3-301号	令和8年3月13日
SAPKOTA NABARAJ	さいたま市浦和区北浦和2丁目 11番7-410号	令和8年3月13日
皆川 大輔	さいたま市浦和区本太5丁目 4番11号 エルパンセ浦和203号	令和8年3月13日
鑑谷 宗純	さいたま市浦和区岸町7丁目 12番19号	令和8年3月13日
池田 邦夫	さいたま市浦和区領家7丁目 19番4号 (有)大谷建設内	令和8年3月13日

2 連絡先

- 担当 さいたま市浦和区役所区民生活部区民課
- 電話 048(829)6069
FAX 048(829)6234